

会 議 録

1 会議名

平成 21 年度 第 2 回岱明地域協議会

2 開催日時

平成 21 年 8 月 28 日（金） 午後 1 時 30 分から

3 開催場所

岱明総合支所 2 階 第 1 会議室

4 出席者

委 員：緒方大海、松井絹代、松倉安男、徳村理恵子、寺本絢子、平野光雄、伊藤
禎一、西分幸夫、東孝之、吉田富明、長谷治代、濱崎一己

事務局：植原総合支所長、板倉総務振興課長、池本総務振興課主幹、本田総務振興
課主任、池内総務振興課主事

主管課：宮本岱明総合支所市民福祉課長、宮本岱明総合支所市民福祉課審議員

欠席者

委 員：杉本國雄、石原一則、今村昌司

5 会議内容

(1) 玉名市岱明ふれあい健康センター指定管理者制度導入方針について（諮問）

(2) 玉名市岱明コミュニティセンター指定管理者制度導入方針について（諮問）

(3) その他

6 議事の概略・協議結果

(1) 玉名市岱明ふれあい健康センター指定管理者制度導入方針について・・・玉名市岱
明ふれあい健康センター指定管理者制度導入方針について説明後、質疑応答

(2) 玉名市岱明コミュニティセンター指定管理者制度導入方針について・・・玉名市岱
明コミュニティセンター指定管理者制度導入方針について説明後、質疑応答

(3) その他

7 会議資料

(1) 会議次第

(2) 玉名市岱明ふれあい健康センター指定管理者制度導入方針（案）

(3) 玉名市岱明ふれあい健康センター図面

(4) 玉名市岱明コミュニティセンター指定管理者制度導入方針（案）

(5) 玉名市岱明コミュニティセンター図面

8 傍聴人の数

0 人

9 非公開の理由

10 会議録の種類

要点記録

11 発言の内容

(会長)

それでは議事に入ります。玉名市岱明ふれあい健康センター指定管理者制度導入方針についてです。説明よろしくをお願いします。

(市民福祉課)

【玉名市岱明ふれあい健康センター指定管理者制度導入方針について、資料に沿って説明】

(会長)

ありがとうございました。ただ今、説明がありました。ご意見ございましたらお願いします。

(委員)

分からないからお聞きしたいのですが、指定管理をするということですけど、玉名、横島、天水もこのような動きをしているわけですか。

(市民福祉課)

そうです。

(事務局)

今の件ですが、市全体の公の施設については、原則、指定管理者制度を導入しようという意向で今整理しています。ですから例えば、玉名で言いますと公衆浴場、岱明で言いますと磯の里も指定管理者による管理です。磯の里は、本年度末まで契約があります。今回お願いしているのは、来年3月31日で契約が切れるものですから、その更新を含めて新たに指定管理者制度を導入するにあたっての協議を皆様をお願いしたいということです。

(委員)

分かりました。

(委員)

これからのことですが、継続のものは、継続諮問と書いていただくと分かりやすいのでお願いします。それから岱明町には、B & Gとか公民館とかいう福祉施設がありますが、個別にやるよりも一体化したほうが経費節減などの効果が出るのではと思いますがいかがですか。

(市民福祉課)

この指定管理者制度は、平成18年9月から始まっています。ふれあい健康センター

は、平成18年9月から始まって来年の3月で終わります。その時も現在も内容的には変更はありません。同じ地域内で同じような目的の施設があり、複数の施設を管理することで効率的な運営が出来るのであればひとつの指定管理者で複数の管理をしていただいてもかまいません。ただ、原則はひとつの施設にひとつの指定管理者という大きな決まりごとがあります。

(委員)

分かりました。それからこの指定管理者というのは、ある意味での請負ということなのですか。ここに書いてある基準価格の資金を出すから、入館料などの売り上げは、玉名市へ出さないという意味なのか、これを元に利用料を稼いであなた方は運営してくださいとこういう意図なのか分からないのでお伺いします。

(市民福祉課)

基準価格の出し方としては、市が当該施設の管理運営を行うこととした場合の管理運営経費ということです。収入としては入館料などがあります。それに対して電気代や油などの経費がかかります。その差が、ここに出ている基準価格という金額です。ですから、今、委員さんがおっしゃったように、入館料は市がもらうということではありません。

(委員)

じゃあ、補てんするものがこれだけありますということですね。分かりました。

(会長)

指定管理者になってメリットはあるのでしょうか。いろんな面で経費を削減したりして金が残った場合、その請負った指定管理者の収入ということですか。

(市民福祉課)

はい。ただ逆に経費が多くなっても市はそれを補わないということです。

(会長)

他にありませんか。なければこの導入方針については、ご同意いただけますか。

【一同「はい」の声】

(会長)

ありがとうございました。それでは、議題1番目の玉名市岱明ふれあい健康センターの指定管理者制度の導入については同意することといたします。続きまして、玉名市岱明コミュニティセンター指定管理者制度導入についての説明をお願いします。

(市民福祉課)

【玉名市岱明コミュニティセンター指定管理者制度導入方針について、資料に沿って説明】

(会長)

ただいま、2番目の議案についての説明がありました。質問がある方はお願いします。

(委員)

審査方法及び審査基準等という中に審査委員会の委員に対してプレゼンテーションを実施するとありますが、ふれあい健康センターの時はありませんでしたが、公募する場合には、より厳密に仔細を委員方に分かっていただくためにやるという意味なのですか。
(市民福祉課)

ふれあい健康センターは、公募しませんので、プレゼンテーションはありません。コミュニティセンターは公募しますので手を挙げる団体があればその団体がプレゼンテーションをするということです。

(委員)

わかりました。

(委員)

職員の雇用は地元雇用ということですが、地元というのはどの辺までを指すのですか。

(市民福祉課)

今までは、地元というのは岱明管内のところで考えてあったのですが、今後どういふふうになるのか考えていかななくてはいけないと思っています。

(委員)

開館時間ですけど、午前10時から午後6時になっていますが、ふれあい健康センターは午後9時までです。仕事をしている人たちは現状では入れません。開館時間の延長は業者が自分で決めることは出来ないのですか。

(市民福祉課)

それは、市の承諾を得れば可能です。

(委員)

時間的に午後6時という仕事から帰ってからの利用は出来ません。時期によって、例えば潮干狩りや海水浴時期だけでも開館時間を延長するようなことも考えてもらいたいと思います。

(市民福祉課)

この開館時間は、合併前の岱明町の条例がそのままになっています。

(会長)

これについては、業者が審議されることだと思います。もし時間の変更があれば基準価格の変更の必要がありますから、これについては、十分審議されることだろうと思いますので期待したいと思います。

(委員)

指定管理期間は決まっているのですか。

(市民福祉課)

最高5年までということです。どうして健康センターは5年、潮湯は3年なのかということだろうと思いますが、まず、5年と3年の違いは健康センターの方に置き換えていいますと、事業の管理運営にあたり初期段階設備投資が必要でありかつ減価償却と同

程度の期間に達しない指定管理者の安定した運営が困難な施設、それから、事業の管理運営にあたり専門的知識を必要とする業務であるためこの習熟後おおむね3年を超える期間を要する施設、事業の継続性のため特に長い期間おおむね3年を超える期間を必要とする施設という3つの項目に該当すれば5年間という判断をしています。健康センターがこの全てに該当するというわけではありませんが、前回は平成18年の9月から来年の3月までの3年7ヶ月間管理期間があり、継続性、また社会福祉協議会が指定管理者として施設を有効に活用しながら福祉の職務を達成するという意味合いで次回の管理期間は5年間としました。コミュニティセンターにつきましては、施設の維持管理が主たる業務です。3年以上5年以内の期間設定の考え方に該当する必要性、合理性がないということで3年間としました。玉名市外は分かりませんが玉名市内は管理期間、公募の有無についても同じような基準に則って同じような考えでやっています。

(会長)

ただいま説明がありましたがよろしいですか。それと、コミュニティセンターの場合は、初めて公募するというのもあって、業者の信憑性、信頼性というのを見てみようかということがあるのかなと思いました。

(委員)

公募期間は、いつからいつまでですか。

(市民福祉課)

今回の諮問の後、公募するときの募集要項というものを作ります。それをホームページに掲載します。このホームページに掲載するのが9月24日、それから10月23日くらいまでの約1ヶ月間募集要項の配布というところが大まかな流れです。

(委員)

潮湯の東側の休憩室ですが、ここは夏のお客さんが多い期間だけでも宿泊はできないのですか。

(会長)

会館時間内の利用だけです。

(委員)

私は、先日鹿北の「ゆーかむ」という施設に行ってきたのですが、そこは泊まれるということでした。

(会長)

宿泊施設にするといろいろな設備が必要になって許可が必要になってくると思いますので、今のところは休憩室としての利用のみとなっているところです。ほかにありませんか。

(委員)

質問は公民館でなくふれあい健康センターで町の文化祭をやることは遠慮しなければならないかということです。昨年もそうとう遠慮しながら許可をもらって健康センター

でやりました。施設の目的を見ますと、2つとも健康、福祉の増進なのです。しかし、文化祭は健康センターではなく今までどおり公民館でやった方がよいという話が部内でありました。私は、町のため住民のため立派な行事だから申請して健康センターでということをやりました。ところが、そのあとの反省会でも、おかしいという人がいるのです。今日よく見たんですけど、おかしいことではなくて、これは堂々と申請をして許可を受けてやればよいことではないかと思ったのです。

(市民福祉課)

その主旨なんですけど、ただ市民の方だけを集めてやられるということですか。よそからも来られるのですか。

(委員)

岱明町の文化協会ですから、町の文化祭です。

(市民福祉課)

どうして断られたのですか。

(委員)

いや断られたのではありません。文化協会の部内で、本当にふれあい健康センターで町の文化祭をしていいのか、公民館があるから公民館でやるべきだということと言われるのです。公民館でも出来るのですが、公民館の設備は古いし、なかなかお客さんが集まらないということで、ふれあい健康センターという立派な施設が出来たのだからそこでやればいいんじゃないかということで申請をして今年やりました。

(委員)

コミュニティセンターの基本方針の中には、市民の文化的活動の支援に資する事業を進めることと書いてありますが、健康センターの方には書いてありません。

(委員)

必ずしもただ福祉と健康だけじゃないと思うのです。その辺のお考えはどうなのでしょう。まあ単純に考えて、町の文化祭だったらおかしくないのではないかと思うのです。

(市民福祉課)

私たちの方でも検討をします。

(委員)

検討した結果だめということはないですよ。そうならない方向でお願いします。

(市民福祉課)

会長さんにちゃんとお答えをしたいと思います。

(会長)

恒常的に使うとするならば確かにもっと検討していただく必要があると思うのですが、年に1回やるとするならば市長の許可を得れば使うことが出来るということにはなっています。

(委員)

ですから、最終的にだめだったら市長のところに行ってやろうかなと思っています。

(委員)

毎年文書でふれあい健康センターをお借りしたいとお願いしてたのですが、そのたびにあまりいい返事がもらえませんでした。

(会長)

他にはございませんか。西分委員さんのご意見について皆さん方どうお考えでしょうか。

(委員)

コミュニティセンターの方は基本方針の中に市民の文化的活動の支援に資する事業というのが入っているのです。ふれあい健康センターは入っていないので、これをプラスして入れたらどうですか。

(市民福祉課)

ふれあい健康センター条例というのがありますが、その中にふれあいセンターの方は、健康相談、健康教育、健康診査、予防接種といった保健事業と一緒にしたところの施設なものですから、そこら辺があったんじゃないかなというふうに思います。

(委員)

よく検討していただきたいと思います。

(会長)

今まで、いろんな問題もあったと思います。公民館活動がふれあい健康センターの中に入ってしまうと、公民館が疎外されてしまうというようなところもあって、ある程度バランスのとれたような仕方というのが基本的にはあったと思います。ただその大きなイベントを組む場合は、文化協会が行うものであってもそれはまた検討していただくということでよろしいですか。他にはございませんか。なければコミュニティセンターの導入方針については同意するというにしたいと思いますがよろしいですか。

【一同「はい」の声】

(会長)

3番目にその他がありますが、何かありませんか。

(委員)

今年の初めの時に会長さんが意見として言われたのですが、ここから何かを発信するようなことをしようじゃないかと言われた言葉がまだ耳に残っています。合併協議会から新市建設計画というのがまず出されて、それから平成19年度から28年度までの玉名市総合計画というものが出されました。これがもう2年を経過し、これがどういうふうに動いているか、今の進捗状況はどうだよというのが私ども市民にはわからないわけです。この辺をはっきりしていただいて、進んでいない部分はどう取り返すのか、これはもう一応こちら辺で打ち切りにするといったようなことを示していただきたいと思いま

す。それを見てこの協議会で市政のある意味での確信に触れ、発信するというきっかけになればいいのではないかと思います。

(会長)

ごもっともです。確かにそれは検証していく必要があると思うのです。こういうことは今後の課題、そして地域協議会の意見としてぜひ受け入れてほしいと思っています。

(委員)

先日の市政懇談会なるものに行ってみたのですが、あれは懇談会じゃなくて陳情を聞く会でした。あれはもうちょっと考えてやったほうがいいんじゃないかと思います。例えば事前に話は聞いておいてもいいのですが、それを、教育や安全、建設などいろいろな振り分けをして、住民からこんな意見がでているんだなということで、それをふまえて市長は市長なりに教育に関してこういうふうを考えている、防災に関してはこういうふうにとそれをおっしゃって、そして住民の方からも意見を言って、それで初めて懇談になると思います。懇談会ですからむしろ住民が中心になって市長の考えはおかしいとか、市長の言うとおりにいったようにお互い話し合うのが懇談会なのです。そういうことから言うとつまらないといったら失礼ですけどあれはつまらないと思います。市長としてはこういうふうを考える。そんな中で今優先順位をこう考えている、こうしている、そしていつ頃こうしますというような話になっていけばまだ問題ないのです。だから市長が自分の考え方をしゃべり、それに対して住民は市の考え方でよろしい、市の考えは間違っているといった意見を言わなければなりません。それが懇談会なのだと思います。そういう懇談会であればおおいにやらないといけないと思います。今回のようなものなら私はもう二度といかない、行っても意味が無いと思いました。

(事務局)

お二方の意見大変大事なことだと思います。市長も同じことを考えられていると思います。今度3回目だったのですがいろいろな方法を模索しました。例えば昨年度は1回目のことをもとに協議しながら各行政区、校区ごとだけではなくて、15人以上の団体からのご意見もお聞きしようかという方針を決められて昨年度やったわけです。ところがまた同じような結果になりました。ただ懇談会を自由答弁の場にしようといったときに内容によっては一点だけに時間をさくとかいろいろな状況が考えられたわけです。ですから今回は、各行政区で抱えているいろいろな問題、テーマは何でもいい、こういう質問がありますということを事前に各区長さんをお願いしてあげていただきました。結果ああいうふうな陳情、要望がほとんどという内容になった次第です。ですから、今後十分検討していくということですのでよろしくお願いします。それから、先ほどのご意見ですが、総合計画というのは10年間の計画でもありますし今後の目標です。言葉、文言で表してるので抽象的な内容なのです。ですから、進捗状況ということではなかなか答えにくいということです。総合計画についてはそういうふうにご理解ください。

(委員)

今のお話ですけど要するに10年間の計画であり言葉で表してあるので抽象的ということですが、それぞれの部署はどう目標を達成するかという施策をだしていくわけでしょうから、その施策を市民にもわかるように簡単に広報などで公開、周知してほしいと思います。そのうえで協議会として市民の側にたったお手伝いを出来る範囲でやったらどうだろうかという意味での提案です。

(事務局)

総合計画の下に、5年間の基本計画というのがあります。それともう1つ、実施計画というのを3年ごとに見直しています。そこで進捗状況などの評価をやっていきます。

(委員)

その辺のところを公表していただいたらと思います。

(事務局)

わかりました。

(委員)

もう1つ。この岱明には4校区ありますが、この校区毎に担当者を1名置いたらどうかと思います。そうすると、区長さんも住民から出たことをその自分たちのゾーンの担当の方に伝え、その人が出来る、出来ない、担当部署に聞いて返答するなどの指導をするというふうにすれば地域とのコミュニケーションがもっと密着するんじゃないかと思っています。以上です。

(会長)

熱心なご提案ありがとうございました。他にございませんか。それではないようですのでこれをもちまして平成21年度第2回岱明地域協議会を閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【一同「ありがとうございました」の声】

12 問い合わせ先

玉名市岱明総合支所総務振興課 TEL0968-57-0116 (内線 220、221)